

国の中小企業対策に関する重点要望

2022年7月14日

東京商工会議所

わが国経済は、新型コロナウイルスの影響長期化により、一部企業では回復傾向が見られるものの、いまだにその多くでは深刻な経営状況が続く「K字型」の回復を示している。また、足元のウクライナ情勢の緊迫化や円安などに伴う、エネルギー・原材料価格の高騰により、業種・業態を問わず幅広い中小企業・小規模事業者の経営に影響が及んでいる。すでにコロナ禍により、経営者の債務過剰感が高まっており、今後業績回復が見通せない場合、経営者の高齢化なども相まって、過去にない規模で休廃業が増加する危機が迫っている。地域経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が事業を継続し、成長を実現することは、わが国経済が復活・成長を遂げるためには不可欠であり、自助努力を前提とした抜本的な経営改善と成長実現に向けて、力強く支援していくことが重要である。

エネルギー・原材料価格が高騰する中で、その上昇分を「価格に転嫁できていない」とする企業は8割を超える。中小企業が事業を継続し、またイノベーション創出による成長や賃上げを実現するためには、その原資となる「付加価値」の向上が不可欠である。今後、中小企業の「付加価値向上」を実現するためには、中長期での影響が懸念されるエネルギー・原材料価格高騰に対する取引適正化・価格転嫁に向けた「環境整備」と、「新たな挑戦により持続的な成長を目指す中小企業の後押し」の両輪からなる支援が重要である。すでにデジタル技術を活用した新分野展開や、環境ビジネスへの参入を実現するなど、革新的なイノベーションを成果につなげた好事例も生まれ始めている。デジタル・グリーンといった成長分野や、社会課題解決につながるイノベーション創出などに、果敢にチャレンジする中小企業やスタートアップを支援することが、わが国経済の持続的発展に向けた大きなカギとなる。

コロナ以前から中小企業が抱えてきた慢性的な人手不足、事業承継などの構造的・本質的な課題は残ったままであり、解決を後回しにすることはできない。環境変化が加速する中においては、親族・従業員承継を通じた後継者による事業ドメイン再構築を促進することが重要である。後継者不在の企業においては第三者承継を推進するなど、「価値ある事業」の円滑な承継に向けた対応が急務である。コロナ禍において業況への影響を大きく受けている業種にあっては、資金繰りのさらなる悪化によって事業再生の検討や廃業を選択する企業の増加が見込まれ、収益改善や事業再生、やむなく事業から撤退する経営者の早期再チャレンジに向けた支援も重要である。再チャレンジを許容する環境を整備することは、ポストコロナの社会を創造し起業・創業を促進していく観点からも重要なポイントとなる。

以上の観点から、当商工会議所は会員企業の意見を集約した以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、地域の総合経済団体として、関係諸機関との連携を密にし、事業継続や成長を目指す中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、各種施策の実現ならびに、補正予算も含めた2021年度の中小企業対策予算の規模堅持に向けて取り組まれない。

I. パートナースhip構築宣言の取り組みを通じた取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

1. 中小企業の付加価値向上を実現する取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響長期化にくわえ、足元のウクライナ情勢緊迫化や円安などに伴うエネルギー・原材料価格の高騰が幅広い企業の経営に影響を及ぼしている。

2021年11月に公表した「商工会議所L O B O調査」によると、「1年前と比較してコストが増加している」と回答する企業が91.3%にのぼり、価格転嫁の動向について、「全く転嫁できていない」または「一部転嫁できていない」と回答する企業は、B t o B、B t o Cともに80%を超える高い水準となっている。実際に、人件費やエネルギー・原材料価格が高騰する中で、企業からは「取引価格の見直しを要求しても価格転嫁を一切認めてもらえない」、「値上げどころか値下げを求められるなど、コスト増加分を価格に転嫁できず、利益率悪化に苦しんでいる」といった声が多く上がっている。コスト増加分を価格に転嫁した「適正価格」での取引が行われないう限り、中小企業の価値創造、生産性向上の実現は困難である。

今後、中小企業が環境変化に対応し、事業継続や成長を実現するためには、設備投資や研究開発などのイノベーション創出に向けた取り組みが重要である。その取り組みには原資が必要であり、その原資となる付加価値の向上が不可欠となっている。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、すでに体力を消耗している企業にとっては、今後の事業継続に向け、取引環境の改善は死活問題となっており、早期に解決しなければ債務過剰感も相まって過去にない規模での休業業増加につながる危機に直面している。

2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模・系列などを越えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年6月に公表企業数10,000社を超えている。中小企業の付加価値向上の実現に向け、パートナーシップ構築宣言の周知強化と宣言企業の拡大に引き続き取り組まれない。すでに事業再構築補助金など複数の補助施策において、宣言企業に対する加点措置が設けられているが、宣言企業拡大に向けて、今後もその対象範囲を全省庁の補助金に拡大するなど、インセンティブを付与することによって普及・推進に取り組まれない。

宣言企業が拡大する一方で、中小企業からは、「大企業の購買担当者の姿勢が全く変わっていない」といった声が上がっている。中小企業庁が実施した「取引条件改善状況調査」においてまとめられた、「パートナーシップ構築宣言の効果」では、受注側から見た「宣言企業の適正取引に向けて努力する姿勢」について、「おおいに感じる」「やや感じる」との回答をあわせて54%にとどまり、今後は宣言企業拡大とあわせて、実効性確保も重要な課題となっている。こうした課題に対して、昨年12月に内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられ、政府一体で価格転嫁に向けた環境整備の取り組みが示されたことは歓迎したい。取引環境整備に向け、同パッケージにまとめられた、「パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化」や「価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化」、「下請取引の監督強化」などの内容を着実に実行されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施（価格交渉の一層の推進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大・実効性向上、下請取引の監督強化等）（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言企業へのインセンティブ付与、コーポレートガバナンスコードへの付記（大企業も利用可能なNEDOなど各種補助金の前提条件化、加点対象範囲を全省庁の補助金に拡大等）
- 「パートナーシップ構築宣言」の策定・公表を補助金などの加点対象とするなど、各都道府県に対する協力要請
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性の確保に向けた取り組み強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを強化（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」による好取引事例の横展開（新）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Gメン・知財Gメンによる取引実態の調査や結果の公表、不公正な取引防止・是正の強化（新）
- 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及・業種の拡大や、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充など業種ごとの取引適正化に向けた取り組みの後押し
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第4条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、独占禁止法（優越的地位の濫用）ガイドラインの拡充による断固たる措置の実施
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知的財産保護に対する支援強化
- 下請企業の価格交渉促進に向けた、個社支援・指導の強化（新）
- 中小企業庁作成の知財に関する契約のひな形・ガイドラインの普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設
- 官公需における価格転嫁の徹底

Ⅱ. 新たな挑戦により持続的な成長を目指す中小企業の後押し

1. 事業再構築・イノベーション創出に対する支援強化

（1）持続的な成長に向けた中小企業のイノベーション活動の支援強化

中小企業がイノベーション活動に取り組み、生産性を向上させ、持続的な成長・発展を遂げることは、日本経済がコロナ禍から回復し、発展するうえで欠かせないものであり、中小企業による新たな挑戦を後押しする環境整備に取り組む必要がある。

令和2年度補正予算において創設された「中小企業等事業再構築促進事業」や、「中小企業生産性革命推進事業」など、中小企業がイノベーション創出やデジタル化などに取り組む際の補助施策が多数措置され、企業の取り組みの後押しにつながっている。実際に、「事業再構築補助金」

などの補助施策を活用し、革新的なイノベーションによってプライスリーダーの地位を築き、昨今の材料費高騰に対しても価格転嫁ができていたといった、付加価値向上を実現した事例や、成長分野に参入し新たな収益事業を確立した事例などが多数生まれている。また、IoTやAI、RPA、ロボットなどの技術を活用しながら、イノベーションや生産性向上に取り組む事例も生まれており、先端技術の活用によるさらなるイノベーション創出が期待される。今後も中小企業による事業再構築、イノベーション活動の後押しとなるよう、補助施策の見直し・改善を図りながら支援を継続、強化されたい。

イノベーション活動によって、成果創出を実現した事例が生まれている一方で、イノベーション創出の必要性を理解しながらも、企画検討段階、いわゆる「ゼロイチ」の段階で苦戦している中小企業も存在する。イノベーション創出にあたっては、自社の事業に直結する情報に限らず、様々な情報収集を通じたアイデアの検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む企画・計画策定の取り組みが重要となる。イノベーションの「ゼロイチ」の促進に向け、企業間の交流機会の拡大や、企画・検討段階における専門家による伴走支援などの支援策を強化されたい。また、イノベーションの「気づき」の創出や意識醸成に向けて、「事業再構築補助金」を活用した中小企業による好事例の横展開にも取り組まれたい。

コロナ禍を契機に、既存事業の「深化」だけでなく、新たなアイデアを「探索」する、いわゆる「両利き経営」を実践し、これまでとは全く異なる成長分野への進出を検討する企業も多く存在する。既存事業の延長線上にはない、企業にとって全く新しいイノベーション活動は、不確実性が高く、研究開発や事業化に至る前の事前調査（F／S）の取り組みが重要となる。現状の補助金など支援施策については、事業化を前提とした研究開発（R＆D）段階における支援は手厚いものの、事前調査、初期段階での支援は手薄な状況である。よって、自社にとって全く新しいイノベーションの取り組みを後押しし、また成果創出に向けた可能性を高めるためにも、事前調査（F／S）や実証実験に取り組む際の費用補助制度の創設も含め、イノベーションの着手から成果創出まで、切れ目のない支援メニューの充実に取り組まれたい。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策など、中小企業の新たな取り組みを後押しする支援施策が多数措置されている一方で、申請・審査・実行までにタイムロスが発生するなどの課題も生じている。中小企業の迅速な取り組みの後押しにつながるよう、手続きの簡素化・迅速化、申請窓口や事業者からの問い合わせに対する体制の強化など、事業者に寄り添った支援体制を構築されたい。また、事前着手承認制度においても、事前承認を受けるまで一定の時間がかかる点が課題となることから、事前届出を行った場合は事前承認を受ける前でも補助対象とするなど、よりスピード感をもった対応を講じられたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 中小企業等事業再構築促進事業、生産性革命推進事業などによる中小企業の事業再構築、生産性向上に向けた取り組みに対する支援の継続、好事例の横展開
- 事業再構築補助金の拡充
 - ・ 売上高構成比要件の緩和、売上減少要件の撤廃
 - ・ 事業再構築の定義の分かりやすい明示
 - ・ 事前着手承認制度の継続および対象拡大、十分な公募期間の設定
 - ・ 予算の拡充
 - ・ グリーン成長枠など、成長分野に挑戦する取り組みの後押し強化（新）

- イノベーションの企画・検討の段階、いわゆる「ゼロイチ」の促進に向けた、企業間の交流機会の拡大、専門家による伴走支援の強化（新）
- I o TやA I、R P A、ロボットなど新技術の積極的な活用、およびそれらを活用した新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
- 多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から事業化までの支援強化（事前調査段階（F／S）の補助制度創設や、事前調査段階から研究開発段階、事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実）
- 改正S B I R制度（中小企業技術革新制度）の活用・周知促進
- 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定、事前着手承認制度の継続および対象拡大
- 補助金・助成金などの中小企業支援施策について、複雑化する類型・要件や加点要素など運用ルールの見直し・改善と分かりやすく迅速な周知
- 各施策の運営事務局や申請窓口の体制強化と問い合わせ対応のワンストップ化
- 社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（I T活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体ごとに異なる書類の様式や手続き・納税期限の統一化）
- 新規事業のリスク軽減に資する支援施策の活用促進、運用ルールの見直し（目標未達の場合の補助金返還について、実績報告時の理由記載による免除を認める等）
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務にくわえ、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化
- 生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靱化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続・予算拡充）
- 「S o c i e t y 5 . 0」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通B M S やF i n T e c h等）および中小企業への導入支援

（２）オープンイノベーションの促進と環境整備

経営資源が限られる中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取り組みが重要となる。「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを越えた新たな連携を目的とするものであることから、本制度の積極的な周知と、宣言企業の拡大、ならびに宣言企業から得られる好事例の周知に取り組まれない。

また、オープンイノベーションに向けた中小企業のマッチング支援の強化や、産学連携の支援強化、民間プラットフォーム活用に向けた費用補助の充実、スタートアップとの協業より新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助事業創設など、協業の促進に取り組まれない。一方、オープンイノベーションに取り組むうえで、企業から「協業相手への情報、技術流出への懸念がある」といった声が上がっている。実際に一部の大企業と中小企業・スター

トアップ間で、アイデアだけが搾取されるといった、知的財産に関する不公正な取引事例が存在するなど、情報や技術流出のリスクはオープンイノベーションの阻害要因となっている。「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めない」とする内容が盛り込まれている。「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションを加速化するとともに、知的財産保護に対する支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省＞

- 「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知的財産保護に対する支援強化（再掲）
- 中小企業の先端技術導入やイノベーション活動の促進に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化
- スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）によるものづくり企業における高度な技術開発の支援強化（新）

2. 販路開拓に向けた支援強化

本年6月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、「新型コロナウイルスによる経営への影響が続いている」と回答した企業は64.2%にのぼり、「経営への具体的な影響」として6割以上の企業が「受注減、来店客数の減少等」と回答するなど、いまだに多くの中小企業に売上減少などの影響が及んでいる。

既存事業の収益改善に向け、また今後も見込まれる環境変化への対応力を高めるという観点からも、新たな収益源獲得につながる販路開拓の取り組みは、多くの企業にとって重要な課題となっている。中小企業の業績回復や、ポストコロナを見据えた収益基盤の強化に向けて、小規模事業者持続化補助金など、販路開拓支援策を継続すべきである。

経済産業省の調査によると、新型コロナウイルス感染拡大の対策として、外出自粛の呼びかけやECの利用が推奨された結果、2020年はECにおける物販系分野の市場が12兆円を超え、前年比21%以上の伸びを示すなど、EC市場が拡大している。中小企業においても、コロナ禍における新たな販路としてECを効果的に活用し、「国内ECのほか、越境ECにも取り組み、前年比でB to C売上が2倍になった」、「B to Bに比べ売上規模は大きくないが、B to Cは利益率が高く、収益改善に貢献している」などの声が上がっており、非接触型の販売強化を目指す中小企業における取り組み拡大が期待される。一方で、ECが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、中小企業にとってECサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、中小企業によるECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を引き続き強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
- インターネット通販（E C）やオンライン商談システムの活用、オンライン展示会など非対面型ビジネスモデル転換に対する支援の継続（事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金等の適切な運用）
- 非対面・非接触の販路開拓に関する専門家・専門人材による支援の強化

3. 中小企業におけるデジタルシフトの加速化、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

（1）中小企業におけるデジタルシフトの加速化

コロナ禍における感染防止対策の観点から、テレワークや非接触のビジネスモデルに向けた I T の導入が進んでいる。当商工会議所が 2021 年 2 月に公表した「I T 活用実態調査」よれば、I T を「導入」している企業は約 70% であった。しかし、「I T を活用して社内業務を効率化している（守りの I T 活用）」（44.2%）や「I T を差別化や競争力強化に活用している（攻めの I T 活用）」（6.1%）など、I T を「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、I T をほとんど利用していない企業も約 23% 存在しているのが現状である。

中小企業が I T を活用するきっかけとして、自社の I T 活用度を客観的に自己診断できる制度の活用が有効である。独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する「I T 経営簡易診断」や、令和 3 年度補正予算で措置された「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」などは、中小企業の現状の立ち位置を認識し、アクションにつなげるための気づきにつながる効果が期待され、これらの仕組みや専門家によるフォローアップなどを通じて、中小企業の I T 活用に向けた意識醸成の取り組みを促進されたい。

I T 活用における企業内の課題として、「I T 導入の旗振り役が務まるような人材がいない」、「従業員が I T を使いこなせない」といった I T 人材の不足に対する回答が上位を占めるほか、「外部サービスを活用したいが、自社にとって最適なツールや業者の選定が難しい」といった声も上がっている。すでに「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」など、I T 投資に向けた費用補助制度が多数措置されているが、これらの施策とあわせて、I T 人材や専門知識の不足を補うための支援も、中小企業における効果的な I T 活用、デジタルシフト推進に向けて重要である。企業からは、「I T 活用に取り組んでいる企業と、そうでない企業との格差が広がってきている」といった声上がり、また今後その格差がさらに拡大する懸念があることから、「中小企業デジタル化応援隊事業」を復活・拡充し、I T の導入から活用、競争力強化にいたるまでの相談機能強化に取り組まれない。継続的に、I T 活用による競争力強化を実現するためには、I T 人材の育成もあわせて重要である。従業員の I T リテラシー向上を目的とした各種研修・講座の受講や、I T パスポートをはじめとした情報処理技術者試験、I T コーディネータなど I T 資格取得の奨励や助成などに取り組まれない。

2020 年 12 月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」によると、I T ツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数 20 人以下の I T 事業者に相談する割合が高く、中堅・大手 I T 事業者へ相談する割合は低くなっている。地域を支える中小企業・小規模事業者のデジタルシフトを推進するためには、比較的小規模な情報サービス事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数 6 人以上 20 人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築

すべきである。

2001 年の I T 基本法の制定以来、20 年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、デジタル庁が創設され、行政のデジタルシフトに向けた動きが始まっている。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、デジタル化によるメリットを“具体的に享受・実感”できるよう、一層の行政のデジタルシフト加速に取り組まれない。また、Gビズ I D のさらなる普及促進を図るとともに、国・地方自治体における補助金・助成金をはじめとした各種申請において、基本情報の入力項目を共通化するなど、事業者の効率化につながるよう取り組まれない。デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化についてもあわせて検討されたい。

(2) サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業における I T 活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。くわえて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

令和 3 年度補正で措置された「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」において、補助金申請の際に、SECURITY ACTION を宣言することが必須要件となった。事業者の意識醸成に向けて重要な取り組みである一方で、「サイバーセキュリティ対策について何から取り組めばいいか、どのレベルまで取り組めばいいかわからない」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、対策の理解につながる具体的な情報発信の強化ならびに、専門家によるサイバーセキュリティマネジメントの支援、導入費用の補助制度創設に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、総務省、デジタル庁＞

- 経営者の意識改革につながる「I T 活用診断制度」、「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」の周知・利用促進（新）
- I T の導入から活用、競争力強化にいたるまでの相談機能強化、「中小企業デジタル化応援隊事業」の復活・拡充（新）
- デジタルシフトの強化に資する、伴走支援型人材の育成・強化（新）
- I T 実装に向けた、中小企業と I T 技術者とのマッチング支援の促進
- I T ツール導入にあたり、地域の情報サービス業事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上 I T 導入支援事業の継続・拡充（通常枠（A・B 類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げ（2 分の 1 → 3 分の 2）および下限額の撤廃、I T 導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5 人以下」から「20 人以下」への拡大
- 中小企業で I T ツール導入や活用を進めるうえで中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの周

知強化・支援拡充)

- 中小企業経営者・従業員の I T リテラシー向上に対する支援 (I T パスポート など情報処理技術者試験や、 I T コーディネータ など I T 資格取得の奨励や助成等)
- I T 専門家による I T 人材育成教育制度の創設 (新)
- 個社の実情に応じたテレワークの導入・定着に向けた支援の継続 (人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の拡充および周知強化)
- 「身の丈 I o T」促進に向けた知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めの I T 投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 大企業・中堅企業の先導による商流 E D I の導入・利活用支援、中小企業共通 E D I の普及促進
- 社会全体のデジタル化をけん引するデジタルガバメントの早急な構築
- 補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化
- オープンデータ活用に向けた諸条件の整備、好事例の発信などを通じた活用促進 (新)
- デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応、5 G 全国活用を可能とする基地局や光ファイバーなどの通信インフラの整備促進
- サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援強化、導入の奨励 (費用補助、サイバーセキュリティ対策の重要性に対する意識啓発、専門家による支援、各種対策の実施を補助金の加算要素と位置付けるなどの対策の奨励) (新)

4. カーボンニュートラルへの対応とイノベーション創出

カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速する中、大企業に限らず中小企業にとっても脱炭素や環境に配慮した経営が求められている。一方で、東京商工会議所が昨年 12 月に公表した「東商けいきょう (中小企業の景況感に関する調査)」では、2050 年カーボンニュートラルに対する考え・対応について「エネルギーコストの上昇を危惧している」が 42.5% と最も高く、次いで「現時点では検討がつかない」が 41.9% となるなど、多くの中小企業において、自らのビジネス環境にどのような影響があるか、どのように対応したらよいか、理解や対応が進んでいない実態が明らかになっている。

企業からは「大手取引先から、自社の二酸化炭素排出量を至急まとめ、一定量の削減に取り組んでほしいと依頼があり、どのように排出量を測定し、削減を進めるべきか、対応に苦慮している」といった声も上がっている。対応に苦慮する企業がある一方で、大手メーカーが製造工程で生じる廃材や植物由来の材料を自社製品に組み込み、大手企業との連携や商品の付加価値向上を実現した中小企業も存在するなど、カーボンニュートラル実現に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在する。

まず政府には、わが国が 2050 年に向けどのような経済社会を目指すのか、ビジネス環境がどう変化していくのか、中小企業にも理解しやすいよう、できるだけ具体的な全体像とそこに至る道筋について早期に示していただきたい。また、地球温暖化対応、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みはサプライチェーンを構成する一員として中小企業にとっても今後避けては通れないテーマであり、対応の必要性和あわせて「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革に向けた情報発信、好事例の発信についても強化されたい。

中小企業は、環境分野の専門部署や専門性のある人材を抱えていないケースが多く、自社の排出量を把握する段階で課題を抱えている。また、どのような対応をすれば、どのくらいの排出量削減につながるのか、といった具体的な取り組みのイメージができないケースが多い。「排出量の把握」にあたっては、日本商工会議所が公開する「CO2 チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進を通じて、現状認識に向けた取り組みを支援するとともに、政府におかれても中小企業の排出量把握に係る支援創設を検討されたい。また、具体的な取り組みの検討にあたっては、中小企業にとって取り組みの参考となる具体例を整理、発信するとともに、専門家による支援制度創設など、相談機能を強化すべきである。くわえて、中小企業による排出量削減の具体的な取り組みを後押しするため、排出量削減に資する設備への転換・導入などに対する費用補助拡充にも取り組まれない。

今般、「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」において、グリーン分野での取り組みに対する新たな申請類型が設けられた。グリーン分野における中小企業の研究開発やイノベーション創出を後押しすることは、ひいては日本の地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現につながるものであり、予算拡充、補助上限や補助率の引き上げによって、企業の取り組みを後押しされたい。

今後、地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速することが予想される中で、企業からは、「足元の経営を維持し、中長期的な経営計画を考える際、企業活動の前提となる電力、エネルギーの安定供給への懸念がある」、「電力価格が前年比で 1.5 倍に膨れ上がっている」といった声上がるなど、エネルギーの安定供給に関する問題のほか、コスト上昇が多く企業の影響を及ぼし、利益率を圧迫している。エネルギー政策において一番大事な観点、前提条件は「安定供給」である。昨今のエネルギー政策は、環境対策が全面に打ち出されてきたが、ポストコロナを見据えて経済活動が活性化する中で、こうした問題が企業の事業活動や成長の足かせとならないよう、エネルギーの安全性を大前提とし、「S + 3 E」を同時達成するべく、バランスのとれた政策を遂行していくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞

- カーボンニュートラル実現に向けた全体像とそこに至る道筋の明示（新）
- 中小企業が、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革につながる情報・好事例の発信（新）
- 日本商工会議所が公開する「CO2 チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進、国による支援施策創設など、排出量把握に向けた支援強化（新）
- 排出量把握・削減に向けた具体的な戦略策定に対する専門家支援制度の創設など、相談機能強化（新）
- J-クレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進（新）
- サプライチェーンでつながる大企業による取引先中小企業の排出量削減への支援・協力の推進（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、グリーン分野での取り組み、イノベーション活動に対する補助金の拡充（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する補助、税制や資金調達上の優遇措置の拡充、自治体・地域金融機関・商工会議所などとの連携に

による利用促進

- 「S + 3 E」の達成に向けた、バランスのとれたエネルギー政策の遂行（新）
- グリーンイノベーション基金、グリーンファンド（地域脱炭素投資促進ファンド事業）などによる資金面での支援強化（新）
- グリーンファンドの出資を受けた企業において、取引先が限定され事業が縮小することがないよう、環境対応に取り組んでいる企業とのマッチング強化（新）

5. 中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人材が入国できないことによる人手不足の影響が様々なビジネスの現場や企業活動で広がっている。各国がグローバルな経済活動を再開する中で、政府も国際的な人の往来再開に向けた入国制限の緩和措置に動き始めている。今後も経済活動の活性化に向け、入国制限措置のさらなる緩和に取り組まれない。

コロナ禍の影響で対面を前提とした海外ビジネスは大きく制限され、取引先開拓に向けた営業活動や人脈構築、情報収集など従来の取り組みができないことで商談機会の喪失に不安を抱えている声が多くあがっている。こうした状況においては、非対面・非接触の販売、営業方法である越境ECや海外オンライン展示会などの販路開拓支援が重要であり、JAPAN MALL事業の推進や、ECサイト構築・ECモール出店、オンライン展示会出展に対するサポート、費用の助成など、支援体制を強化されたい。また、人口減少などによる国内市場縮小や、環境の変化を見据えて、足元では初めて海外展開に取り組む企業の相談が増加しており、進出先を検討する段階も含めた相談ニーズが高まっている。進出を検討する地域の事前調査、戦略策定支援から、進出支援、マッチング、越境EC活用、外国語サイトの構築にいたるまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化、支援体制の拡充を図られたい。

各支援機関においても、コロナ禍によって環境が大きく変わった海外展開支援の充実を図っている。各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談先の選定に悩む事業者も多いため、各支援機関の事業内容や特徴の周知を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、海外展開のステージに応じた国内外一貫通貫の支援体制を確立されたい。

また、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことから、中小企業が国際認証（EUにおけるCEマークやHACCP等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、厚生労働省＞

- 外国人の入国規制のさらなる緩和、最新情報の提供（新）
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）のJAPAN MALL事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化
- JAPANブランド育成支援事業など、進出を検討する地域の事前調査、戦略策定支援の段階から成果創出までの切れ目のない支援強化
- 海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた国内外一貫通貫の支援体制の確立
- 中小企業の海外ビジネス展開・拡大に向け中心的な役割を担う「グローバル人材」の育成に資する支援強化

- 商工会議所経営指導員などの支援対応者に対する研修の実施（新）
- A B I C(国際社会貢献センター) の活用による商社 OB や海外駐在経験者、専門家の派遣に伴う費用の助成（新）
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金の採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
- 特定原産地証明書の電子化の推進（新）
- ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進

6. 競争力強化に向けた人材確保・活躍促進に対する支援

中小企業の人手不足感がコロナ前の水準に戻りつつある中で、エネルギー・原材料価格の高騰などによる物価高もあり、企業に対する賃上げ圧力が高まっている。人材の獲得競争のさらなる激化も想定され、賃上げに取り組めない中小企業は、深刻な人手不足により事業継続が立ち行かなくなることが危惧される。中小企業の労働分配率は約 8 割と高く、賃上げ原資が限られていることから、自発的な賃上げの実現には、生産性向上や取引適正化などの取り組みを通じた付加価値の増大が不可欠である。中小企業の生産性向上と人材の確保につながる自己変革を支援すべく、以下の通り要望する。

（１）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

中小企業経営者がコロナ禍において事業の継続と雇用の維持に取り組む中、雇用調整助成金は、コロナ禍の雇用対策として対象労働者一人一日当たりの上限額の引き上げや助成率に係る特別措置が講じられた結果、企業の雇用安定に大きく貢献している。いまだコロナ禍で深刻な影響を受けている飲食・宿泊関連サービス業などの企業から、「業況特例」などの特例措置の延長を希望する声が多く聞かれている。コロナ禍が収束し経済が回復するまでの間は、雇用調整助成金の特例措置、とりわけ「業況特例」は助成率・助成額の日額上限など現在の助成内容を延長すべきである。また、雇用調整助成金の特例措置など、コロナ禍の長期化に伴う一連の措置は、感染症対策としての性格が極めて強いことから、その財源はすべて一般会計による国費で負担すべきである。

足元の雇用維持の取り組みにくわえ、中小企業が環境変化に対応し、事業の継続・成長を実現するためには「人材確保」が喫緊の課題となる。中小企業が必要な人材を採用・確保できるよう、企業が自発的に賃上げできる環境を整備するとともに、雇用吸収力の高い介護、建設など人手不足業種や、今後雇用の拡大が期待されるデジタル、グリーン関係など、新たな成長分野への労働移動を円滑に進めることが重要であり、求職者支援訓練を通じた訓練から就職まで一貫した伴走型支援の強化に取り組まれない。また、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる再就職に向けた支援強化、産業雇用安定センターによる再就職や出向に向けたマッチング支援の強化に取り組まれない。

採用活動において、オンライン化が進展し、対面形式と併用した取り組みも進んでいるが、ノウハウや経営資源の少ない中小企業においては、今後の人材確保に対する不安の声が上がっている。ウィズコロナ時代において、オンラインも併用した採用活動は今後も拡大していくと思われることから、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じ

られたい。さらに、民間事業者や団体などが主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは、若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業側の費用負担が課題となっていることから、費用助成などの支援を通じて、中小企業における採用活動を後押しされたい。

コロナ禍により急速に普及したテレワークをはじめとする、時間や場所を選ばない柔軟な働き方は、生産性の向上や子育て、介護・看護との両立など、多くの効果が期待されているため、今後さらなる普及・定着が期待される。厚生労働省においては、テレワークが単なる感染症対策としてだけでなく、働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費削減など、経営への効果について、好事例を収集し幅広く周知することで、中小企業の取り組みのさらなる普及と定着に取り組まされたい。あわせて、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充やテレワーク相談センターなど相談機能の強化を図られたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として全国的な広がりを見せている。また、テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。産業医選任などに対する助成制度の利用促進のほか、データヘルス計画・コラボ健診の推進、特定健診・特定保健指導やがん検診の促進、メンタルヘルス対策など健康管理の強化に資する民間サービスと中小企業とのマッチングなど、健康経営に関する中小企業へのさらなる普及・啓発、さらに健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブ拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省＞

- 地域特例・業況特例など雇用調整助成金の特例措置の当面の延長、一般会計による財源負担の実施
- 人手不足業種・成長産業への労働移動の促進（新）
- 大企業と中小企業との人材マッチングのさらなる促進（産業雇用安定助成金の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化等）
- ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）（新）
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進
- 産業雇用安定センターによる企業マッチングや出向のノウハウに係る相談支援の強化・拡充（新）
- 中小企業の採用活動に対する支援（都道府県労働局によるWeb上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知、民間事業者や団体などが運営する合同会社説明会や就職情報サイトを活用する際の費用助成）
- 職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた費用面の支援、中小企業の採用活動における学生情報の活用具現化、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）

- 働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費の削減など、テレワークの具体的な経営への効果に関する好事例の収集、幅広い周知（新）
- 個社の実情に応じたテレワークの導入と定着に向けた支援の継続（人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および周知強化）（再掲）
- 業務改善助成金の現行の特例措置の恒久化および売上等要件の廃止（新）
- 企画業務型裁量労働制の対象業務拡大、テレワーク、副業・兼業等、多様で柔軟な働き方の推進（新）
- 健康経営の一層の普及と取り組みの推進（健康経営アドバイザー派遣に関する支援制度の創設）
- 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設（新）
- 健康経営優良法人認定を受けた企業へのインセンティブの付与拡充（各種補助金・助成金、公共入札における加点評価を行う自治体の拡大等）

（２）新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成や多様な人材活躍に対する支援

本年４月に日本・東京商工会議所が公表した「人手不足の状況および従業員への研修・教育訓練に関する調査」によると、人手不足への対応として、人材の確保にくわえて、約６割の中小企業が生産性向上・業務効率化に取り組んでいる。生産性向上や業務効率化に向けたデジタル人材の育成にくわえ、製造や営業などの現場からバックオフィス業務まで広く従業員の能力開発を図り、生産性を高めていくことが重要である。また同調査では、中小企業が従業員への研修・教育訓練を実施する際の課題について、「研修・教育訓練を行う時間的余裕がない（業務多忙等）」

（44.7％）が最も多く、次いで、「研修・教育訓練を担当する人材の不足」（39.1％）や「管理職等の育成能力や指導意識の不足」（38.2％）となり、時間・人材・ノウハウの不足を課題として挙げる中小企業が多い。自己啓発を広く支援する一般教育訓練給付は、幅広い講座が対象に指定され、スキルアップを後押しする制度であり、ニーズの高いオンラインや休日・夜間の講座の拡充や、制度自体のさらなる周知により、利用を促進していくべきである。また、「生産性向上訓練」を通じた人材育成強化に向け、予算拡充や支援体制の強化に取り組まれない。

2020年４月から、時間外労働の上限規制が中小企業に対しても導入された。コロナ禍における経営悪化や、感染防止対策などの対応に追われ、働き方改革関連法への対応が十分進められていないケースも散見される。法のさらなる周知に加え、働き方改革推進支援センターによる相談対応や、「働き方改革推進支援助成金」など、中小企業に対する支援を強化、拡充されたい。

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した「多様な人材の活躍に関する調査」では、女性活躍に取り組む中小企業は80.5％に達しているが、そのうちの約半数は取り組みに課題を抱えており、その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（44.7％）が最も多く、「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（36.0％）、「女性社員が思うように成長・スキルアップしない」（31.8％）、「女性社員が定着しない」（31.2％）と、採用から育成、定着に至るまで課題は様々である。まずは、女性社員が安心して働き、キャリアを構築できるよう、柔軟で働きやすい環境を整備し、くわえて女性自身のキャリア形成への意欲向上やキャリアアップの支援を図ることが必要である。女性の活躍促進のための支援を継続するとともに、昨年６月に改正された育児・介護休業法への対応もふまえ、男女が育児と仕事の両立を図れる環境整備に

取り組まれない。

人材確保に苦しむ中小企業にとって、労働力を支える担い手として外国人材への期待が高まっており、特定技能や高度人材など外国人材の受け入れ環境のさらなる整備が求められている。特定技能の見直しとともに、2017 年 11 月に施行された技能実習法にも施行後 5 年を経過した際の見直し規定が盛り込まれていることから、在留資格変更許可などの手続きの簡素化を図るなど、特定技能制度と技能実習制度との連携・接続を深めていくことが望まれる。また、技能実習制度においては、労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、関係省庁が連携し、適正化に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省、公正取引委員会＞

- 産業界のニーズをふまえた職業能力開発の充実
- 社会人の「学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業への支援強化（人材開発支援助成金の申請手続き簡素化や幅広い周知などを通じた利用促進）
- 一般教育訓練給付について、オンラインや休日・夜間の講座の充実や、制度自体のさらなる周知による利用の促進（新）
- 生産性向上人材育成支援センターによる「生産性向上訓練」の予算拡充および支援体制強化など、生産性向上に資する人材育成の推進（新）
- 専門実践教育訓練給付について、「子育て女性のリカレント課程、大学等の職業実践力 育成プログラム」など学び直しに資する対象講座の拡充（新）
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
- 中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細かな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に係る助成拡充）
- 「同一労働同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進
- 行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」をふまえた対応の徹底
- 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化（再掲）
- 改正女性活躍推進法の幅広い周知と中小企業に対する支援策の強化・拡充（両立支援等助成金女性活躍加速化コースの拡充等）
- 経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング支援や経営者・人事担当者への研修などに係る支援の強化（新）
- 「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の取得促進に向けたインセンティブの強化（取得企業に対する税制優遇や助成措置等の大胆な支援策の創設等）（新）
- 女性活躍推進の経営全般への効果に関する好事例の周知、保育の受け皿整備に対する着実な整備、早期の待機児童ゼロ実現（新）
- 事業主拠出金の運用規律の徹底
- 改正育児・介護休業法の分かりやすいパンフレット類の策定による丁寧な周知（新）
- 両立支援等助成金の育児休業等支援コースや出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の周知強化・利用促進（新）
- 変異株などへの水際対策の徹底と、感染防止策を講じたうえでの入国制限の緩和の検討（新）

- 特定技能制度、技能実習制度の改善に関する検討の早期開始、手続きの簡素化・対象分野の拡大などの制度改善、技能実習の運用適正化に向けた外国人技能実習機構の人員増強、機能強化（新）
- 中小企業の外国人材受入れに対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入れ業種・分野のさらなる拡大等）
- 改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知（対象者基準の設定に関する具体的な考え方や事例の提示等）、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化

Ⅲ. 事業継続、業績回復に向けた支援の強化

1. 資金繰り支援の継続、収益力改善に向けた支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響は、いまだに多くの企業経営に大きな影響を与えている。これまで無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援などにより、足元の倒産件数は抑制されており、コロナ禍における中小企業の事業継続に貢献している。一方で、コロナ禍における先行きはいまだに不透明であり、さらにウクライナ情勢の緊迫化やエネルギー・原材料価格の高騰などが企業経営に悪影響を及ぼしている。コロナ禍における事業継続を支えてきた資金繰り支援により、金融機関の融資残高は2000年以降で過去最高を記録し、信用保証残高も高止まりしており、今後業績回復が果たせずに過剰債務問題が顕在化すれば、これまでに例のない規模での倒産・休廃業の増加、価値ある事業の喪失につながることを懸念される。そのため、倒産・休廃業の急増といった事態に直面する前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

こうした中、本年3月に資金繰り支援や収益力改善・事業再生・再チャレンジなどの支援策を盛り込んだ「中小企業活性化パッケージ」が取りまとめられたことは歓迎したい。資金繰り支援を通じて時間的な余裕を与えられたことで、事業再構築などの取り組みを具体化し復活を果たす企業が存在する一方で、飲食・宿泊関連サービス業、またそういった業種との取引がある事業者の中には、長期間に及んだ営業自粛の要請、人々の行動変容の影響を受け、苦しい状況が続く事業者も存在する。こうした事業者の事業継続、業績回復に向けて、感染拡大の状況と経済への影響を注視しながら、政府系金融機関による新型コロナウイルス特別貸付や新型コロナ対策資本金劣後ローンなどにより、経営改善につながる実効性のある資金繰り支援に継続して取り組まれない。

一方で、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多い。そのため、本年4月に中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援するため、中小企業再生支援協議会と関連機関が統合され設置された、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の周知、利用促進を図るべきである。また、今後の事業計画が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）および経営改善計画策定支援事業（405事業）を利用して経営改善計画を策定した場合において、据置期間の範囲内で制度融資の条件変更を認めることを検討すべきである。さらに、条件変更を受けた企業が業況回復を果たせるよう、地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援も組み合わせながら業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

エネルギー・原材料価格の高騰への対応のほか、部品・原材料の供給制約の影響によってリードタイムが長期化することで、まとまった運転資金が必要になっている、といった声も上がっている。こうした資金需要への迅速な支援についても対応されたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 政府系金融機関における新型コロナウイルス特別貸付や資本性劣後ローンなどを通じ、経営改善につながる実効性のある資金繰り支援の継続
- 「中小企業活性化パッケージ」ならびに、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の制度周知、利用促進（新）
- 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の経営者および金融機関への周知強化・利用促進、ならびに金融機関からの積極的な活用促進と真摯な対応
- 中小企業支援機関による事業者への経営支援の継続・強化、各支援機関・金融機関の連携強化
- 地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、きめ細かな支援ができる人材の育成
- 金融機関において、経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業および経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者に対して、新型コロナウイルス特別貸付の制度上の据置期間内においては、特例リスクスケジュール終了後も条件変更に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応」を行うよう、引き続き要請を実施
- エネルギー・原材料価格高騰やサプライチェーンの棄損に対応するための、迅速な資金繰り支援の実施（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、企業側に求められる対応について金融機関から情報提供の推進
- 事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
- 動産・債権譲渡担保融資など多様な融資の推進

2. 事業再生に関する支援強化、価値ある企業の倒産・廃業への対応・事業再編に向けた支援

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、業績回復が果たせず、借入金の返済負担増も相まって資金繰りが悪化し、事業再生の検討や廃業を選択する事業者の増加が見込まれる。価値ある事業の喪失を避けるため、事業再生に関する支援強化や、事業譲渡などの手段を用いた価値ある事業の引継ぎ、やむなく事業から撤退する経営者自身の早期再チャレンジを後押しするための支援が重要である。

本年3月に民間による事業再生などの支援を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定された。今後増加が懸念される中小企業の事業再生に対し、第三者専門家による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とするものであり、本ガイドラインの周知促進、ならびに実効性確保に向け、運用や支援実態の定期的なモニタリングと、実態にあわせたガイドラインや運用見直し、改善の検討に取り組まれない。また中小企業庁公表のデータによると、これまで中小企業再生支援協議会では2003年設立以降、1.6万件にも及ぶ再生計画の策定支援を実施

している。また計画策定支援先のうち約8割が雇用を維持、約1割が新規採用を実施し、雇用確保効果は累計68.8万人にのぼるなど、企業の再生とあわせて大きな雇用確保効果を生み出している。今後も抜本的な再生を含む、本格的な再生支援のニーズが高まるが見込まれ、引き続き中小企業活性化協議会によるプレ再生支援および再生支援の強化を図られたい。あわせて、事業者へのPR、金融機関による取引先へのフォロー、金融機関と中小企業活性化協議会との連携強化などについても取り組まれない。

わが国では、事業の失敗によって経営者自身が自己破産することにより、再起が困難な状況になるという大きな問題が存在している。新型コロナウイルスという制御不可能な外部不経済によって多くの経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チャレンジを図れず、同時にリスクをとって起業しようとする経営者も減少することが予想され、日本経済のダイナミズムも縮小してしまう。そのため、今回の新型コロナウイルスによる業況悪化を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する仕組みづくりが重要である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の推進が必要不可欠である。本年3月に公表された「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」とあわせて、国から地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

なお、コロナ禍において、スポンサーが見つからない再生案件も多く発生しており、事業再生ファンドの重要性が高まっている。令和2年度補正予算で措置された中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドを地域金融機関と連携して積極的に活用し、またファンドによる支援対象を拡大しながら、事業再生を力強く支援すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、財務省、国税庁＞

- 収益改善、事業再生、再チャレンジ支援に向けた、中小企業活性化協議会の支援体制強化（新）
- 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、実効性確保に向け運用・支援実態の定期的なモニタリングと状況に応じた改善の検討（新）
- 事業再生に向けた、金融機関と中小企業活性化協議会の連携強化、ならびに金融機関から取引先中小企業に対する中小企業活性化協議会の周知、活用促進（新）
- 信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業活性化協議会スキーム、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則ったスキームなど準則型私的整理への対応）
- 「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）、「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の活用促進
 - ・地方自治体や金融機関、信用保証協会の理解促進
 - ・保証債務に対する積極的な活用の促進を地方自治体・保証協会・金融機関へ要請
- 金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保
- 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進（新）
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補

助する「事業承継・引継ぎ補助金」(専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業)の周知・利用促進、事業再編や再チャレンジに向けた施策の充実

- 企業再生税制の拡充(合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合でも適用が認められるよう要件拡大)
- 地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用、支援対象の拡大

IV. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

(1) 起業・創業の促進

わが国の企業数は1986年以降年々減少傾向にあり、2006年から2016年の10年間で約60万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化や、昨今のウクライナ情勢の緊迫化、エネルギー・原材料価格の高騰などは、企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産や廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

こうした外部環境の中で、起業・創業関心層を後押しするには、创业者のリスクや不安感を低減するための融資制度や、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。当商工会議所が本年4月に公開した「創業・スタートアップ実態調査」によると、金融機関から資金調達した際の相談相手について、商工会議所は32.4%と申込金融機関に次いで、支援者・支援機関の中で最も回答が多かった。多くの創業相談に対応している商工会議所が、創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、事業歴1年未満の事業者に対しても小規模事業者経営改善資金(以降「マル経融資制度」と記載)の融資対象を拡充されたい。

創業前の支援施策は充実しているものの、創業後数年間の事業拡大局面における支援が手薄となっている。特にここ数年以内に創業し、コロナ禍という制御不可能な外部不経済の影響を受けている中小企業は、事業計画の見直しや環境変化に対応するため、新たな取り組みの必要性に迫られている。また、企業体力が十分でない中で、事業が急拡大したことによって、資金ショートを起こし事業継続の危機に陥るケースも存在する。事業計画の見直し・策定支援、資金調達支援など、創業後数年以内の中小企業に対する、事業継続や事業拡大に向けた支援メニューを強化されたい。

コロナ禍の影響を受け、組織基盤が弱い創業直後の中小企業経営者の多くが、借入金や信用保証に対する経営者保証などによって自己破産へ追い込まれることとなれば、起業家のアントレプレナーシップ減退につながるものが危惧される。起業家への積極的な投資促進や再チャレンジができる環境整備に向け、「経営者保証に関するガイドライン」の活用による、個人保証によらない融資の促進や、一定の残存資産を残して債務保証の免除を認める「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の推進などにより、起業家が再チャレンジできる環境整備に取り組むべきである。

【要望内容】<経済産業省、財務省、文部科学省>

- 商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援(マル経融資制度における事業歴

1 年未満の事業者の融資対象化)

- 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- 創業補助制度の創設
- 起業家のチャレンジ意欲を後押しすべく、失敗を許容する環境づくりの推進（「経営者保証に関するガイドライン」の推進等）
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）、専門家などの支援者とのマッチング支援
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
- 創業促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- 法人設立手続きにおける公証人の定款認証廃止、登録免許税引き下げなど、創業しやすい環境の整備促進（新）

（２）社会課題解決、革新的なイノベーション創出につながるスタートアップの支援強化

コロナ禍以前より、わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。社会課題解決や国民の生活における利便性向上につながるイノベーション創出の担い手として、また国際競争力が低迷したわが国の国際的地位向上の担い手として、将来を牽引するスタートアップの創出に官民をあげて取り組むことが求められている。

スタートアップが取り組む革新的なイノベーションは、不確実性が高く、事前調査（F/S）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援充実が不可欠である。政府はスタートアップの多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題や、社会課題の解決に結びつけるため、SBI Rなどを通じて、事前調査（F/S）段階の支援件数・間口を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入を促進するなど、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から成果創出までの支援に取り組まれない。

革新的なアイデアや技術力はあるものの、実績や信用の蓄積がないことで、大企業とのオープンイノベーションや販路拡大、製品・サービスの普及が思うように進まない、といった課題を抱えるスタートアップも多い。一方で、「公的な支援を受けている」、「行政に試験導入されている」といった実績が、スタートアップの信用力を高め、大企業とのオープンイノベーションや販路開拓に大きく貢献している、といった声も上がっている。革新的なアイデアや技術力を活かした成長を後押しするため、スタートアップに対する公的施策や実証実験事業による支援強化、トライアル発注、公共調達強化など、実績や信用の蓄積に大きく貢献する行政による支援強化に取り組まれない。

また、事業会社とのオープンイノベーションを通じて、事業会社が保有する資産、顧客網などのリソースを活用することで、急成長を実現し、また事業会社自体もスタートアップとの協業によってイノベーションの加速を実現する事例も散見される。スタートアップと事業会社とのオープンイノベーション促進は、双方の成長実現やイノベーション促進などの面でメリットが大きいことから、スタートアップによるオープンイノベーション促進に向けた支援を強化されたい。具体的には、オープンイノベーションにいたるまでのマッチングの支援強化や、協業から成果創出に至るまでの支援、スタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレ

ータープログラム」の費用補助事業の創設など、スタートアップならびに、その協業に取り組む事業会社双方の成長を後押しする支援強化に取り組まれない。

【要望内容】 <内閣府、経済産業省、財務省>

- スタートアップの成長、発展に向け事前調査段階から事業化までの切れ目のない支援メニューの充実（新）
- スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進（新）
- 改正SBI R制度（中小企業技術革新制度）の積極活用、周知促進（新）（再掲）
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、トライアル発注、公共調達強化（新）
- スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）（再掲）
- 革新的なアイデアを持ったスタートアップと、事業会社や専門家など支援者とのマッチング支援
- 大企業のスタートアップ出資・買収に対する税制優遇、オープンイノベーション促進税制や研究開発税制などのインセンティブのさらなる拡充（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進による、オープンイノベーションの加速化、ならびに知的財産保護に対する支援強化（新）（再掲）
- 海外VCの誘致や国内スタートアップ情報の発信を通じたスタートアップの資金調達環境の整備促進、官民ファンドなどによる資金投入などの資金供給拡大（新）
- 目的の達成に至らなかったスタートアップの事業やアイデアの受け皿強化、中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進（新）

2. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

（1）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の緊迫化などの影響は、多くの企業経営に影響を及ぼしている。これまで中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス特別貸付などの各種支援施策活用しながら、当面の資金繰りを回してきたが、影響の長期化やエネルギー・原材料価格高騰など事業環境は複雑化しており、依然として厳しい状況が続いている。新型コロナウイルス特別貸付の据置期間が順次終了し、返済が始まることで、資金繰りが急激に悪化するケースが懸念されており、東京商工リサーチの「第6回過剰債務アンケート調査」によると債務過剰感を抱く中小企業は約3割に達している。

当商工会議所では、マル経融資の拡充措置（新型コロナウイルス対策マル経融資）への申し込みに対し、2022年3月末までに5,700件以上の推薦を実施しており、緊急時における小規模事業者の資金需要へ迅速に対応してきた。商工会議所は、指導金融であるマル経融資を通じて、小規模事業者の持続的な発展に対する支援はもとより、新型コロナウイルスに立ち向かう事業者への伴走支援を実施しながら適切な金融支援を行ってきた。今後、小規模事業者が事業再構築などによる経営の自己変革が求められる中、現状の打破に向けて新たな取り組みを行う際には、新規投資など資金需要の発生が予想される。しかしながら、コロナ禍で金融機関からの借入が急増し、債務過剰に陥っている小規模事業者に対して、民間金融機関が新規融資を実施することは困

難なケースも今後多くなることが想定される。一方で、マル経融資は、経営指導の一環で行われる融資制度であり、債務過剰であっても、経営状態や事業性を見極めた新規融資と事業継続に向けた経営指導が可能である。小規模事業者の資金繰りと成長を支えるものとして今後一層の活用が期待されることから、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持、融資対象の拡充を図られたい。また、生産性向上に資する設備投資の貸付利率特例制度が昨年創設され、小規模事業者の付加価値向上を後押ししている。当商工会議所では、2022年3月末時点で、特例制度を利用した推薦が設備資金全体の約4割を占め、前向きな設備投資を支援してきた。今後も積極的に小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援すべく、特例制度の延長を図られたい。

「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、2022年3月末時点で130,000件を超えている。「経営力向上計画」は、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画を検討、実行することで中小企業の成長・発展が期待されることから、引き続き、認定企業に対する補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、非製造業も活用できる人材育成の支援策を拡充し、本計画の普及・推進を図るべきである。

新型コロナウイルスの収束期・収束後においても、中小企業・小規模事業者の慢性的な人手不足や生産性向上に向けた対応は課題として存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、2019年に見直された「小規模企業振興基本計画」に基づいて、IT活用による生産性向上を促進する必要がある。したがって、ITツールやサービスを提供するうえで鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務となっている。同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業数比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体より上がっている。「小規模事業者持続化補助金」では、ソフトウェアのような無形の商品・価値も「流通性のあるモノ」とみなし、それを製造する事業者として、ソフトウェア開発業を製造業と同様の基準で支援対象としている。小規模事業者のIT化を進めるためには、小規模の情報サービス業の経営基盤強化が必要不可欠であり、小規模の情報サービス業に対して重点的な支援を行うべく、小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下）を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞

- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続1年未満の事業者の融資対象化、設備資金貸付利率特例制度の延長
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、支援の拡充
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））（再掲）

（2）事業規模を拡大する中堅企業への支援の充実

昨年度とりまとめられた、中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループの中間報告書において、「グローバル型」、「サプライチェーン型」に分類されるような、従業員数や売上などの規模拡大を図る中小企業に対する支援拡大が議論され、中小企業から規模を拡大する企業群への支援施策が拡充されたことは歓迎したい。既に、「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・

サービス生産性向上促進事業」においては、中小企業基本法の中小企業者の範囲を超える資本金10億円未満の一部の中堅企業も支援対象に加わり、中堅企業への成長促進を後押しされている。企業規模の拡大は雇用創出にも資することから、引き続き中小企業から中堅企業への規模拡大や、地域を支える中核企業に対する支援を充実されたい。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在である。中堅企業と中小企業の取引の適正化や事業連携を構築するため、パートナーシップ構築宣言企業の拡大を進めるとともに、同宣言の策定・登録を各種支援施策利用にあたっての前提とすべきである。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 事業規模を拡大する中堅企業への支援の継続（地域未来投資促進法に基づく支援、中小企業等事業再構築促進事業の適切な運用）
- パートナーシップ構築宣言の策定・登録の促進（宣言を各種支援施策利用にあたっての前提とする等）

3. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

（1）事業承継対策の再加速と早期着手の促進・後継者に焦点を当てた施策の充実

中小企業経営者の平均年齢が年々上昇する中、当商工会議所の調査では70歳代以上の経営者の約半数が「後継者が決まっていない」と回答するなど、事業承継対策は喫緊の課題となっている。休廃業を選択する事業者は過去に比べ高い水準で推移し、そのうち半数以上の企業は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」の喪失を防ぎ、次代につなぐための対策が急務である。

同調査ではコロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され、事業承継が後回しになっていることが明らかになっている。一方で、業績が低迷していても、事業承継、経営者交代を機に自社の事業内容を外部環境に適合させ、業績の回復を果たした企業も多く存在している。後継者による「事業ドメイン再構築」の取り組みの好事例などを発信することで、早期着手に向けた「気づき」を促進し、鈍化した中小企業の事業承継対策を再加速させることが重要である。

コロナ禍において、若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ECなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っていることから、早期の事業承継の取り組みと、後継者育成が重要である。中小企業基盤整備機構などが行っている後継者育成塾などを周知・促進し、後継者の育成を強化されたい。また、承継した経営者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを実践できるよう、後継者の新たな取り組みを支援する枠組みの拡充を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 事業承継・世代交代を機に企業が成長した事例の発信（新）
- 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
・親族内承継での相続、贈与の計算で必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成
- 「事業承継・引継ぎ補助金」の実態に則した見直し（「気づき」の促進や後継者教育など事業承継の準備への支援強化）（新）

- 各種補助金・助成金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設・拡充
- 後継者教育の周知・促進（中小企業基盤整備機構などの後継者育成塾・後継者ゼミナールの周知）（新）

（２）事業承継税制の周知と中小 M&A マーケットに対応した施策の運用と充実

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度となっている。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっており、当商工会議所へは企業からの好意的な反応が多く、恒久化を求める声も寄せられている。一方で、事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出件数は、コロナ前に比べて落ち込んでいる。地域金融機関や中小企業支援機関と協力して、事業承継税制をはじめとした事業承継支援施策をより強力に周知するとともに、事業承継税制の利用者数増大に向けた周知促進も必要である。また、コロナ禍をはじめ、急激に変化する外部環境により中小企業の事業承継対策が遅れている現状もふまえ、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」提出期限のさらなる延長に取り組まれない。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（M&A）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるM&A市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「M&A支援機関登録制度」の創設、「中小PMIガイドライン」の策定など、M&Aを後押しする支援施策も充実してきている。未だ休廃業件数が高止まりし、後継者不在の企業が多く存在している中において、この動きは歓迎すべきである。しかし、充実してきた施策・制度の運用を誤ると、中小M&Aマーケットの拡大・浸透に水を差しかねない。「M&A支援機関登録制度」に登録されたM&A支援機関は2022年3月時点で2,800件を超えている。M&A登録支援機関へのモニタリングを強化し実態を把握するとともに、悪質な業者の公表・登録の見直しや、料金の透明性の強化など、「中小M&Aガイドライン」に則った適正な支援を行うべきである。また、同ガイドラインで明示されているセカンド・オピニオンについては、公的機関から中立的なアドバイスを受けられる点において、事業承継・引継ぎ支援センターを積極的に活用すべきである。

当商工会議所の調査において事業承継における課題として、多くの企業が「債務保証の引継ぎ」と回答しており、親族内承継・従業員承継・第三者承継、いずれの承継方法においても課題となっている。新旧経営者の二重徴求を原則禁止している「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」については、徐々に浸透してきており事業承継時に二重徴求する割合は減少している一方で、当商工会議所の調査では「経営者保証に関するガイドライン」を「知らない」と回答している事業者は未だに３割を超えている。経営者保証が事業承継の課題になっている現状からも、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して同ガイドラインについてより一層の周知徹底を図られたい。また、分散した株式の集約に向けた取り組みへの支援強化や従業員承継における株式の承継方法について、公的な事業承継支援ファンドの活用を促進するなど、多様な手法で中小企業の事業承継の実現に取り組むべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞

- 事業承継税制の周知・促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進、事業承継税制を活用した好事例の発信強化
- 事業承継税制の制度改善

(制度適用対象の拡大)

- ・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化

(申請手続きの緩和)

- ・都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化

(制度適用後の不安解消)

- ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
- ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認

- コロナ禍や外部環境の変化により事業承継対策が遅れている状況に鑑みて、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」提出期限のさらなる延長
- 「中小 M&A ガイドライン」に準拠した取り組みの推進
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨
- M&A 支援機関登録制度の実態を把握した適切な運用、悪質な業者の公表と登録制度の取消し要件の明示（新）
- M&A 登録支援機関における買手・売手双方にとっての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い等）（新）
- 小規模 M&A 促進に向けた周知強化
 - ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
 - ・事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化
- M&A 登録支援機関および買手側に対しての「中小 PMI ガイドライン」の周知徹底（新）
- 「中小 PMI ガイドライン」に基づいた統合作業を実行できる専門家・アドバイザーの育成の強化（新）
- 中小企業経営者のみならず支援機関、金融機関への「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進
- 「経営者保証に関するガイドライン」の周知と、事業承継時特則を含む運用状況のモニタリング調査の継続実施
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知、支援強化（東京中小企業投資育成株式会社や公的な事業承継支援ファンドの活用促進等）（新）
- 従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資や事業承継支援ファンド活用の活用促進（新）
- 従業員承継における事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進（新）

以上

2022 年 度 第 5 号
2022 年 7 月 14 日
第 7 4 8 回常議員会決議